

■使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供について

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）が定める「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版）」に基づく化学物質の含有情報、および、ラミネート部（破碎処理後）からの化学物質溶出量を示します。

1. 太陽電池モジュールの型式

サニックスブランドモジュール
SRMxxxM-72 (N)、SRMxxxP-72 (N)、SRMxxxP-60 (N)、
DQxxxMFAa、DQxxxMSCa

※上記型式の xxx には、出力を示す数字が入ります。

2. 対象部位

①フレーム、②ネジ、③ケーブル、④ラミネート部（端子箱を含む、①・②・③以外部分）

3. 含有率（各モジュール、各部位共通）

・ガイドラインの基準値を超える化学物質は含まれていません。

対象物質	含有率
鉛	基準値（0.1wt%）未満
カドミウム	基準値（0.1wt%）未満
ヒ素	基準値（0.1wt%）未満
セレン	基準値（0.1wt%）未満

※対象物質や基準値については、上記ガイドラインを参照下さい。

4. 溶出量（各モジュール共通、ラミネート部）

・ラミネート部破碎品からの溶出量は基準値未満です。

対象物質	溶出量 ^{※1}	基準値 ^{※2}
鉛又はその化合物	定量下限値（0.01mg/L）以下	0.3mg/L
カドミウム又はその化合物	定量下限値（0.009mg/L）以下	0.09mg/L
ヒ素又はその化合物	定量下限値（0.01mg/L）以下	0.3mg/L
セレン又はその化合物	定量下限値（0.01mg/L）以下	0.3mg/L

※1 溶出液の作製は、環境庁告示第13号（イ）による。

※2 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（総理府令第5号 第一条）。